

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年11月15日認可した。

平成22年11月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西土居地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高木中地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川骨池地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）由良地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）半田池地区